

簿冊非公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日
法律第42号)第5条第1項(個人に関する情報)に該当

四層

電子複写不可

4A
2/21

昭和三十一年度

わ一四九師団部隊調査表

厚生省引揚援護局
未帰還調査部一四調査室



0001



149 部隊調査表

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>